

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、長期的な企業価値を最大化させるための経営体制を規律するとともに、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすことと考えており、内部監査体制の強化や取締役会・監査役会の機能強化を図り、経営の透明性、信頼性と適正性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田 登	1,482,960	12.67
藤田 実	1,070,000	9.15
藤田エンジ取引先持株会	767,100	6.56
藤田社員持株会	470,460	4.02
日東興産株式会社	449,920	3.85
株式会社群馬銀行	400,000	3.42
佐藤 兼義	313,400	2.68
群馬土地株式会社	240,000	2.05
株式会社東和銀行	174,000	1.49
住友生命保険相互会社	150,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

- 【大株主の状況】は、2016年3月31日現在の状況を記載しております。
- 上記のほか当社所有の自己株式2,604千株(22.26%)があります。
- 故 藤田登氏(平成27年8月19日逝去)の相続人である藤田実氏(当社代表取締役)の相続が確定し、平成28年6月20日付で関東財務局に大量保有報告書(変更報告書)が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五十嵐 富三郎	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五十嵐 富三郎	○	社外取締役の五十嵐富三郎氏は、平成26年6月まで当社の主要取引金融機関である株式会社群馬銀行の専務取締役でしたが、現在は同行の顧問であります。	当社は同行から借入金がありますが総資産に占める割合は僅少であり、同氏が現在は顧問の立場でもあることから同行の影響を受けるおそれはなく、一般の株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。監査役と有限責任監査法人トーマツとは、期中において定期的または適宜に意見交換を行う場を設けております。

監査役と内部監査室は定期的または適宜に連絡会を開催し、情報交換を行っております。また、監査役は内部監査室の定例監査の報告を適宜受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
室賀 康志	弁護士													
信澤 山洋	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
室賀 康志	○	――	弁護士としての経験が豊富であり、その知見を活かした専門的な見地から、当社の経営全般に対して公正かつ客観的な視点による有益な助言・提言を得ることが期待でき、また、一般の株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
信澤 山洋	○	――	公認会計士としての豊富な経験と知識を有しており、客観的な立場からの意見は当社の監査機能強化に繋がるものと期待でき、また、一般の株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

目標利益を基準とした業績連動型の賞与を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専任の部署及びスタッフは設けておりませんが、経営管理本部で情報提供をはじめ全般的な支援体制を整えております。
また、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための従業員を置くことができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現状体制の概要

当社は取締役会、監査役会を設置しており、その構成は、それぞれ取締役6名(うち、社外取締役1名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)であります。取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

(2)各機関及び部署における運営、機能及び活動状況

＜取締役会＞

取締役会は、3ヶ月毎の開催を基本として、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。業務執行に関する最高意思決定機関として、経営の基本計画、法令で定められた事項、その他重要な取締役会付議事項につき決定するとともに、代表取締役をはじめ各取締役の業務執行の監督を行っております。

＜藤田グループ経営会議＞

社長が議長となり、グループ各社取締役・執行役員及び当社常勤監査役が出席し、毎月2回開催しております。経営会議として業務執行に関する重要な政策及び戦略立案、経営重要事項の審議・決定、各社の事業計画及び実施状況の報告とグループ各社間の連携と調整を行っており、取締役会で決定した経営方針、計画を迅速に実行するうえで重要な会議となっております。

＜監査役会＞(監査役の機能強化に向けた取り組み状況)

監査役会は、監査役3名(平成28年6月29日現在)と監査役監査がより有効に機能するための監査役付担当者を配置し、監査役会の機能強化を図っております。監査役は取締役会のほか、藤田グループ経営会議等の重要性の高い会議に出席し、客観的な立場から意見陳述を行うとともに、内部統制システムの状況を監視しております。会計監査人からは定期的または適宜に会計監査等の報告を受け、さらに会計監査人とは監査の妥当性と有効性を高めるため、意見交換を行う場を設けております。また、監査役は社長と定期的に意見交換の場を設け、監査役が重要な意思決定過程や業務執行状況等を適時的確に把握し、必要により助言や意見表明を行える体制を強化整備しております。

＜会計監査人＞

【会計監査】

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、定期的な監査の他、会計上の課題等について随時アドバイスを受けております。
また、当社と同監査法人および当社に従事する業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鎌田 竜彦

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、客観的かつ独立した立場から経営の意思決定及び業務執行の監督の役割りを果たせるものと考え、社外取締役を1名選任し取締役会の監督機能の強化を図っております。

また、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。社外監査役を選任することで、取締役会に対して、監視機能、牽制機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスの体制については、外部からの客観的、中立的な経営の監視が確保されていると考え、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、IRの主な活動として年2回の決算説明会および適宜の会社説明会を開催し、株主や投資家の方々に当社の経営活動について、正確かつ適切な情報を迅速に提供し説明責任を果たすよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、アナリスト・機関投資家向けの会社説明会資料を実施後速やかに掲載する等、ホームページ上での情報開示の強化に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を設置し、その指揮下で総務部及び経営企画部が活動を行っております。	
その他	積極的に取材に対応する等、随時、株主や投資家の方々に当社の経営活動についての説明責任を果たすよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対する行動の基本として「倫理行動基準」を定め、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社及びその子会社（グループ会社）からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）について、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備する。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理規程を制定し、当社グループの全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2) その徹底を図るため、社長を議長とする藤田グループ経営会議（構成員は当社グループの業務執行部門を掌管する取締役）において、グループ会社全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めるとともに、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。また、各取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化する。
- (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果について藤田グループ経営会議及び取締役会並びに監査役会に報告するものとする。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規定」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (2) 情報セキュリティについては、「情報システム管理規定」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

3. 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及びグループ会社全社的対応は総務部門が行うものとする。また、新たに発生したリスクについては、「経営リスク管理規定」及び「危機管理規定」に基づき、対策を具現化する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは経営目標を明確に設定し、その達成についてIT技術を活用した合理的評価の実施と、その結果が確実に取締役会及び各取締役並びに経営管理者に伝達される仕組みを構築し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、職務執行の効率化を図る。また、効率性管理のため以下の方法を行う。

- (1) 経営目標の浸透を図るとともに、この目的に基づく中期経営計画を策定し、これを具現化するため、取締役会は中期経営計画に基づき毎期の業績目標と予算を設定する。
- (2) 四半期毎の業績は、藤田グループ経営会議に報告され、事業部門毎の業績管理を実施するとともに、各取締役は具体的な施策や改善にその結果を活用する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける内部統制システムの構築を目指し、当社総務部門をグループ全体の内部統制システムに関する担当部署とし、これらを横断的に推進、管理する。
- (2) 当社取締役、部・支店長及びグループ各社の取締役は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用に関する権限と責任を有する。
- (3) 当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を藤田グループ経営会議、取締役会、監査役会、グループ内部統制担当部署及び(2)の責任者に報告する。グループ内部統制担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (4) 藤田グループ経営会議において、内部統制システムに関する協議、情報の共有化を実施し、指示・伝達を効率的に行う。
- (5) 当社のグループ会社に関する管理は、「グループ会社管理規定」に基づき行い、グループ会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については、藤田グループ経営会議に報告をする体制をとる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要に応じ監査役付担当者を選任する。
- (2) 当該使用人が他部署と兼務する場合は、監査役に係る指示を受けた業務を優先し、従事するものとする。
- (3) 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対応する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他コンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定するものとする。
- (2) 当社グループの使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合、また、グループ会社の役職員からこれらの報告を受けた者は、監査役に直接報告することができるものとする。
- (3) 当社グループの役職員が、当社監査役に対して情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は一切行わない。また、全役職員が利用可能な内部通報制度が設けられており、当該通報を行ったことで、通報者が不利益を受けることが無いよう「内部通報規定」により厳格な情報管理を行う。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは監査役による監査に協力し、監査役の職務の執行に必要なと認められる費用について、遅滞なく前払又は償還の手続を行うものとする。

9. その他監査役がその職務を効率的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて弁護士、会計士より監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理行動基準」において「反社会的勢力との対決」を明記し、反社会的勢力に対しては断固とした態度で対応し、これらの組織または個人からの利益供与の要求には毅然とした姿勢で組織的に対応することとしており、これに基づき以下の体制を整備しております。

- 1、総務部を対応統括部署とし、警察当局や顧問弁護士等外部機関と連携し、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいる。
- 2、「倫理行動基準」を含む「藤田グループ行動理念」小冊子を、全役員・従業員へ配布し、常に携行させ社内への周知・徹底を図っている。
- 3、群馬県企業防衛対策協議会に加入し、研修会に参加することで関連情報の収集に努めている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

当社は、情報開示担当役員を設置し、その指揮下で経営管理本部が活動を行っております。情報開示担当役員は適時開示規則により求められる情報取扱責任者であります。投資者が適切な投資判断を行う上で重要な情報を抽出し、発生事実に関する情報、決定事実に関する情報につきましては経営企画部が、決算に関する情報につきましては経理部が開示文書を作成し、経営者による確認や取締役会での承認の後、総務部が遅滞なく、正確かつ公平に開示するよう体制を整備し、運用しております。

